

法改正
情報

2026年度版 みんなが欲しかった！社労士の教科書

11863

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
安衛	Part1 156 (36)	⑦建築物貸 与者の責務 本文 1 行目	事務所 <u>又は工場</u> の用に供される建 築物	事務所、 <u>工場</u> その他の事業の用に 供される建築物
健保	Part2 13 (13)	②準備金	協会は、 <u>毎事業年度末</u> において、 <u>当該事業年度及びその直前の2事業年度内</u> において行った <u>保険給付</u> に要した費用の額〔前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び 日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に 要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の 額及び国庫補助の額を除きます。〕 の1事業年度当たりの平均額の <u>12分の1</u> に相当する額に達するまでは、当該事業年度の <u>剰余金</u> の額を <u>準備金</u> として積み立てなければな りません。	協会は、 <u>毎事業年度末</u> において、 <u>当該事業年度及びその直前の2事業年度内</u> において行った <u>保険給付</u> に要した費用の額〔前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び 日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に 要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の 額及び国庫補助の額を除きます。〕の1事業年度当たりの 平均額の <u>12分の1</u> に相当する額 並びに当該事業年度において行 った <u>子ども・子育て支援納付金</u> の納付に要した費用の額の <u>12分の1</u> に相当する額を超えない範 内において当該年度における保 険者の <u>子ども・子育て支援納付金</u> の納付に要する費用を勘案して 厚生労働大臣が内閣総理大臣と 協議して定める額とを合算した 額に達するまでは、当該事業年度 の <u>剰余金</u> の額を <u>準備金</u> として積 み立てなければなりません。

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	Part2 16 (16)	②準備金	<p>健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険組合である保険者が開設する病院等から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除きます。）の1事業年度当たりの平均額の12分の3（当分の間12分の2）に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければなりません。</p>	<p>健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険組合である保険者が開設する病院等から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除きます。）の1事業年度当たりの平均額の12分の3（当分の間12分の2）に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければなりません。</p>
	Part2 35 (35)	②の表① の3行目	年間収入 ^{※7}	年間収入 ^{※7※7-2}

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	Part2 35 (35)	2の表①の 3行目	欄外の語句※7の下に次の発展を追加 発展※7-2 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱い	年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているところであるが、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が基準額（130万円・150万円・180万円）未満で被扶養者の認定要件に該当し、かつ、他の収入が見込まれないとときは、労働契約の内容（賃金から見込まれる年間収入）によって被扶養者の認定を行う。また、労働契約の内容によって認定を行う場合、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、被扶養者の認定における年間収入には含まないこととなる（労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点での時間外労働が発生していたとしても、当年度においては一時的な収入変動として取り扱い、労働契約の内容により認定を行う。）。なお、給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のとおり、原則として認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定する取扱いとなる。
			試験対策の上に次の文章を追加	なお、厚生労働大臣は、診療所の開設者又は管理者が医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった場合、同法の規定による都道府県知事の勧告を受けた場合又は当該勧告を受け、これに従わなかった場合には、保険医療機関の指定を行うに当たり、3年以内の期限を付することができます。この場合には、上記の6年の効力期間・指定申請手続の簡素化の規定は適用されません。
	Part2 42 (42)	2つ目の 試験対策 の② 2行目	当該開設者である	当該開設者（医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった者を除く。）である
	Part2 44 (44)	【穴埋め チェック】 1～2行 目	当該開設者である	当該開設者（医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった者を除く。）である

以上